

北陸信越運輸局報

第398号

平成26年3月3日(月曜日)
(毎月3回 1・11・21日発行)

発行 北陸信越運輸局

〒950-8537 新潟市中央区美咲町1丁目2番1号
電話(025)285-9000
FAX(025)285-9170
http://wwwtb.mlit.go.jp/hokushin/

目次

公 示	△一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の上限変更認可申請 △道路運送車両の保安基準の緩和認定要領(平成14年7月1日付け達第5号)の一部を改正する達	・・・・・・1ページ ・・・・・・2ページ
許認可等	△一般旅客定期航路事業の運賃上限変更認可 △自動車分解整備事業の認証	・・・・・・3ページ ・・・・・・3ページ～4ページ
行政処分	△自動車分解整備事業者に対する行政処分	・・・・・・4ページ

○ 公 示

公示第105号

道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

本件について意見聴取の申請をしようとするときは、公示の日から10日以内に下記に掲げる事項を記載した文書を当該申請事案を管轄する運輸支局長を経由し運輸局長あて提出されたい。

なお、郵送による申請の場合にあつては、消印が公示の日から10日以内のものとする。

記

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

平成26年2月24日

北陸信越運輸局長 和辻 健二

(事案の種類) 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の上限変更認可申請

事案番号	申請者の氏名又は名称	事案概要	備考
25旅45	長電バス株式会社	申請年月日 平成26年2月14日 対キロ区間制 基準賃率 57円80銭(現行 50円20銭) 初乗運賃 200円(現行 170円)	初乗運賃の実施運賃は現行据置き

達第6号

道路運送車両の保安基準の緩和認定要領(平成14年7月1日付け達第5号)の一部を改正する達を次のように定める。

平成26年2月20日

北陸信越運輸局長 和辻 健二

道路運送車両の保安基準の緩和認定要領の一部を改正する達

第3第18号中「分割可能な貨物を保安基準」の次に「第2条(長さ)、同」を加え、「第4条(車両総重量)に定める基準又は」を「第4条(車両総重量)、」に改め、「第4条の2(軸重等)に定める基準」を「第4条の2(軸重等)」に改め、「(軸重等にあつては駆動軸にエアサスペンションを装着する車両であつて駆動軸重が11.5トンを超えない場合に限る。)」の次に「又は同第6条(最小回転半径)に定める基準」を加え、「(けん引自動車を除く。)」の次に「であつて、長さ(被けん引自動車にあつては連結時全長)が21.5メートル以下のもの。」を加える。

第10第5号中「認定を行ったときは、」を「認定を行い、第3号様式による基準緩和認定書を申請者に交付したときは、」に改め、「なお、この場合第3号様式の写しを添付する。」を削る。

第16第1項中「分割可能な貨物を輸送することに関し、保安基準」の次に「第2条(長さ)、同」を加え、「第4条(車両総重量)又は」を「第4条(車両総重量)、」に改め、「第4条の2(軸重等)の規定」を「第4条の2(軸重等)」に改め、「(軸重等にあつては駆動軸にエアサスペンションを装着する車両であつて駆動軸重が11.5トンを超えない場合に限る。)」の次に「又は同第6条(最小回転半径)の規定」を加える。

第20第1項中「1」を削り、「提示し、その写しを提出する。」を「提示する。」に改め、「提示し、別途定める「一括緩和認定自動車使用開始届出書」を提出するものとする。」を「提示する。」に改める。

第20第2項を削る。

別表第1中適用条項「告示第1号」を「告示第1条第1号」、「告示第2号」を「告示第1条第2号」、「告示第3号」を「告示第1条第3号」、「告示第4号」を「告示第1条第4号」に改める。

別表第2中基準緩和項目の長さ(001)の条件又は制限に「17 基準緩和による運行は、道路を横断する場合に限る。」、「18 基準緩和による運行は、けん引自動車と被けん引自動車の連結時の長さを21.5メートル以下とし、道路を横断する場合に限る。」を加える。

附 則

(適用時期)

この改正は、平成26年2月20日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

○ 許 認 可 等

■一般旅客定期航路事業の運賃上限変更認可（海事部）

申請者の氏名及び名称	へぐら航路株式会社			
認可日及び認可番号	平成26年2月25日付北信賃第7号			
認可の概要	輪島～舳倉島航路			
	1. 旅客運賃 (単位：円)			
	種 類	上限運賃(新)	上限運賃(旧)	改定率
	2 等	2,260	2,200	2.73%
	2. 特殊手荷物運賃 (単位：円)			
種 類	上限運賃(新)	上限運賃(旧)	改定率	
自転車、小児用の車その他道路運送車両法第2条第4項の軽車両	690	680	1.47%	

■自動車分解整備事業の認証（自動車技術安全部）

認証番号	石認証第341号
認証年月日	平成26年2月20日
事業者名	高木 隆佳
事業場名	たかぎ自動車
事業場所在地	石川県加賀市西島町ワ21番
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普小、普乗、小四、小三、小二、軽 【動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝】
業務範囲の限定	なし

認証番号	石認証第342号
認証年月日	平成26年2月20日
事業者名	有限会社TYカーギャラリー
事業場名	有限会社TYカーギャラリー
事業場所在地	石川県金沢市赤土町ト87番地
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普小、普乗、小四、小二、軽 【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし

認証番号	石認証第343号
認証年月日	平成26年2月26日
事業者名	株式会社 オガタ
事業場名	オガタ軍艦所車検工房
事業場所在地	石川県七尾市万行町壱2番1
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、 小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普小、普乗、小四、小三、小二、軽 【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし

○ 行政処分

■自動車分解整備事業者に対する行政処分（平成26年2月分）

（自動車技術安全部）

処分年月日	事業者の氏名 又は名称	事業場の名称	処分等の種類	違反行為の概要
	事業者の住所	事業場の所在地	違反条項	
平成26年 2月13日	株式会社カーサービス ワダ	株式会社カーサービス ワダ	自動車分解整備事業 の取消し	自動車分解整備事業者は 、その事業を廃止したに もかかわらず届出を行わ なかった。
	新潟県上越市大字寺町 462番地1	新潟県上越市大字寺町 字門前997番1	道路運送車両法第8 1条第2項	